



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(ク)第807号
決定日 令和7年12月1日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 岡 正 晶
裁判官 安 浪 亮 介
裁判官 堺 徹
裁判官 宮 川 美 津 子
裁判官 中 村 慎
当事者等 抗告人 想田 和弘
抗告人 柏木 規与子
上記兩名代理人弁護士 竹下 博將 ほか
原裁判の表示 東京高等裁判所令和7年(ラ)第458号(令和7年5月28日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

令和7年12月1日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 廣川 由紀子

これは正本である。

同日 同庁

裁判所書記官 廣 川 由紀子

